

## 建築物排水管清掃業登録

必要な機械器具等*1	従事に必要な資格等	その他の要件
内視鏡*2	排水管清掃作業監督者*4	機械器具等の
高圧洗浄機	従業者研修*5	維持管理方法が
高圧ホース及び高圧ノズル		厚生労働省告示
ワイヤ式管清掃機		第117号に適合
空圧式管清掃機*3		していること
排水ポンプ		
機械器具等を適切に保管で		
きる保管庫		

- \* 1 機械器具等は排水管清掃専用のものとしなければなりません。  
事業登録期間中は機械器具等は当該事業登録専用のもので当該営業所で保管しなければなりません。  
機械器具等に関しては点検状況を記録する機器管理台帳を備え置かなければなりません。
- \* 2 写真を撮影できるもので、ケーブルの長さが1.5m以上のもの
- \* 3 ウォーターラム等、圧縮空気を排出できるもの
- \* 4 排水管清掃作業監督者は他の登録営業所の同業種の同監督者、他の登録業種の有資格者及びビル管理技術者の兼任はできません。  
ビル管理技術者は過去に一度も監督者として登録されていない場合に限り監督者に登録できます。
- \* 5 作業に従事するすべての作業者は1年に一回以上の研修を受けなければなりません。